平成２８年（フ）第３５９３号
東京都江戸川区一之江７丁目88―11―702
破産者　藤川　まゆ（旧姓冨澤）
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５９４号
東京都東村山市諏訪町２丁目11―13
破産者　高橋真由美
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５９７号
東京都江戸川区江戸川５丁目40―３―302
破産者　山田　　心
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６００号
東京都目黒区平町２丁目20―５―102
破産者　篠田　里恵
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０２号
東京都新宿区戸山２丁目４―202
破産者　釣　　春江
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０４号
東京都足立区新田１丁目５―13―101
破産者　東郷さやか
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０９号
東京都荒川区東日暮里６丁目22―15―402
破産者　土屋　元明
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１０号
東京都小平市小川東町２丁目３―607
破産者　園部　　恵
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１４号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―811
破産者　野本優和里
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６１５号
千葉県市川市行徳駅前２丁目13―９―301
破産者　武田　祥守
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２２号
東京都豊島区長崎５丁目13―９―202
破産者　鈴木　直也
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２３号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―39―402
破産者　丸山　　勲
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２４号
東京都中央区日本橋箱崎町７―２―102
破産者　山崎　麻乃
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６２７号
東京都新宿区西早稲田１丁目21―１　更新寮
破産者　幸山　正彦
1　決定年月日　平成28年７月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 28 年８月 10 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
一般国道475号 （東海環状自動車道）	三重県員弁郡東員町大字長深字抜井278番１から 三重県四日市市北山町字中ノ山1909番24まで

２．指定する期日
平成28年８月11日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 28 年８月 10 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
近畿自動車道 名古屋神戸線	三重県四日市市伊坂町字古屋敷1010番２から 三重県四日市市小牧町字野畑215番10まで
一般国道475号 （東海環状自動車道）	三重県員弁郡東員町大字長深字抜井278番１から 三重県四日市市北山町字中ノ山1909番24まで

２．指定する期日
平成28年８月11日

３．通行方法
１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。